

# 綾瀬市外国人高度人材雇用支援補助金

《企業の経営基盤の強化に資する外国人高度人材の雇用を支援します！》

## 概要

中小企業における人手不足や経済のグローバル化により、技能実習や特定技能等の在留資格をもつ外国人材の雇用が増加傾向にあることから、海外へのニーズ対応や企業の経営基盤の強化に資する外国人高度人材の雇用を促進・支援するための補助金です。

## 支援事業

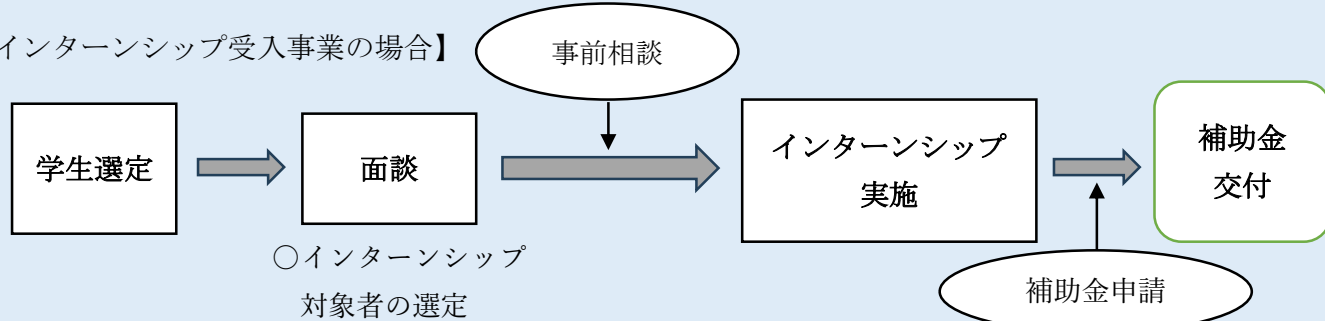
- ★対象業種 : 製造業、建設業、電気・ガス・熱供給業、水道業及び情報通信業
- ★外国人高度人材 : 一定水準以上の専門知識・能力を有し、在留資格のうち「技術・人文知識・国際業務」に該当する者

インターンシップ受入事業	外国人高度人材雇用事業
●補助率：2分の1 上限額：10万円 (補助対象経費) ①渡航費 ②宿泊費 ③インターンシップ仲介手数料	●補助率：2分の1 上限額：30万円 (補助対象経費) ①人材紹介料 ②相談費用（行政書士） ③渡航費

☆1事業者につき3名まで申請可能。（年度は問わず。）1名につき上記額を補助します。

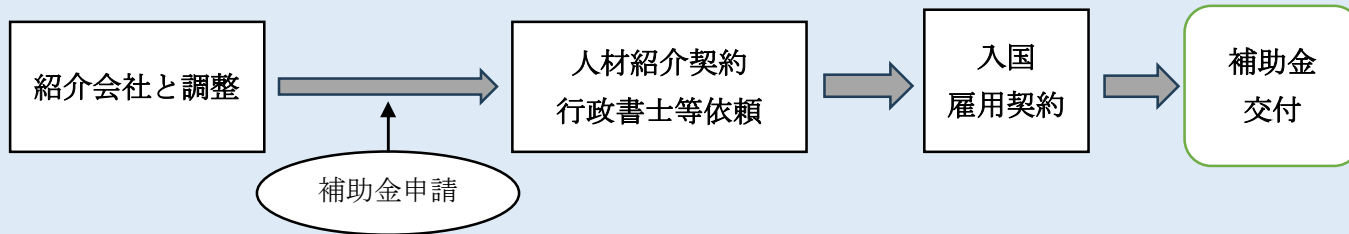
## 申請の流れ例

【インターンシップ受入事業の場合】



※申請の時期はインターンシップ期間によって異なります。

【外国人高度人材雇用事業の場合】



- 既に綾瀬市の外国人高度人材に関する支援制度を受けている企業は申請できません。
- 国や県の高度外国人材のインターンシップ及び雇用に関する補助金を受ける場合も申請できます。ただし、補助額分を補助対象経費から差し引かせていただきます。
- 雇用契約後6箇月を経過する前に雇用契約の解消があった場合は補助金の返還の対象となります。

—事務担当—

綾瀬市 産業振興部 商工振興課 工業担当（電話：0467-70-5661）

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地